

改正

平成12年 3 月27日条例第31号

平成13年 3 月27日条例第20号

平成16年 3 月26日条例第 7 号

平成18年 1 月 5 日条例第94号

平成19年 3 月31日条例第 4 号

平成22年 6 月22日条例第24号

平成23年 3 月25日条例第 3 号

平成24年 3 月22日条例第10号

平成25年 3 月26日条例第10号

平成26年 9 月24日条例第36号

福井市子ども医療費の助成に関する条例

福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例（昭和48年福井市条例第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護し、かつ、その生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （2） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （3） 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （4） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （5） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （6） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

- 4 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定による給付又は支給を受けた場合において、該当法令の規定により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者が負担することとなる費用をいう。
- 5 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。
- 6 この条例において「協力医療機関」とは、医療機関のうち、子どもに対する療養を行った場合、当該療養に係るレセプト（診療報酬明細書をいう。）の写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、医療費助成事業総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付する等の協力をするものをいう。

（助成対象者）

第3条 この条例による医療費の助成（以下「助成」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に住所を有する子ども（病院その他規則で定める施設（以下この条において「施設等」という。）に入所又は入院（以下「入所等」という。）をし、当該施設等の所在する場所に住所を変更したことにより、本市以外の市町村から当該施設等に入所等をする際に本市に住所を変更したと認められる者を除く。）であって、社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
 - （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
 - （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者
 - （4）児童福祉法第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所等をしている者
 - （5）福井市母子家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成8年福井市条例第24号）第7条に規定する受給者証又は福井市重度障害者（児）医療費等の助成に関する条例（平成8年福井市条例第25号）第6条に規定する受給者証の交付を受けている者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象とすることができる。
- （1）本市に住所を変更することができないドメスティック・バイオレンス（配偶者その他親密な関係にある者からの身体的又は精神的な暴力（家族及び親族への暴力を含む。）をいう。）の被害者であって、現に本市に居住するもの

- (2) 本市以外の市町村に所在する施設等に入所等をしたことにより、当該施設等の所在する市町村に住所を変更したと認められる者であって、当該施設等に入所等をする際に本市に住所を有していたと認められるもの（継続して2以上の施設等に入所等をしている者にあつては、最初の入所等の前に本市に住所を有していたと認められる場合に限る。）

(助成を受ける者)

第4条 助成を受ける者は、助成対象者の保護者であつて、社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者とする。

(助成の範囲)

第5条 市長は、前条に規定する者がその助成対象者に係る療養に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の助成を行うものとする。

- (1) 前条に規定する者が一部負担金を医療機関に支払った場合 次に掲げる助成対象者の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 当該一部負担金の額（社会保険各法以外の法令その他規程により公費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、当該一部負担金の額から当該公費負担金、附加給付金等の額を控除した額。イにおいて同じ。）

イ アに掲げる者以外の者 当該一部負担金の額から、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定めるところにより医療機関（薬局を除き、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う医療機関は、それぞれ別の医療機関とみなす。）ごとに算定した額の合計額を控除した額

(ア) 入院の場合 1日につき500円（1月につき4,000円を限度とする。）

(イ) 入院以外の場合 1月につき500円（1月の一部負担金の額が500円に満たないときは、当該1月の一部負担金の額）

- (2) 助成対象者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項に規定する養育医療の給付を受けた場合 母子保健法第21条の4第1項の規定により徴収する養育医療の給付に要する費用の範囲内で市長が別に定める養育医療の負担金に相当する額（社会保険各法以外の法令その他規程により公費負担金、附加給付金等を受けることができる場合は、当該負担金の額から当該公費負担金、附加給付金等の額を控除した額）

- 2 前項の規定にかかわらず、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所等をしている助成対象者が当該指定障害児入所施設等において医療を受けた場合の助成額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 一部負担金のうち食事の提供

に要した費用に係る部分を除いた部分の額

- (2) 前号に掲げる者以外の者 一部負担金のうち食事の提供に要した費用に係る部分を除いた部分の額から、入所等をした日数1日につき500円（指定障害児入所施設等ごとに、1月につき4,000円を限度とする。）を控除した額

（受給者証の交付申請）

第6条 第4条に規定する者は、助成を受けようとするときは、あらかじめ市長より当該助成を受ける資格（以下「受給資格」という。）がある旨の証明書（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 市長は、受給者証の交付の申請があったときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

（受給者証の有効期間）

第7条 受給者証の有効期間は、助成対象者が満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間とする。

（受給者証の提示）

第8条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該受給者証に記載された助成対象者が協力医療機関において療養を受けようとするときは、社会保険各法に規定する被保険者証、加入者証又は組合員証とともに当該受給者証を提示しなければならない。

（助成の申請）

第9条 助成は、助成対象者が医療機関において療養を受けるときにその受給者であった者（以下「申請受給者」という。）の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が協力医療機関において療養を受けた場合においては、国保連から市長に医療費助成対象者一覧（申請受給者が支払った当該療養に係る一部負担金の額、当該助成対象者の氏名等が記載された書類をいう。）の報告があったときに、申請受給者から同項の申請があったものとみなす。

- 3 市長は、第1項の申請又は前項の報告があったときは、その申請又は報告の内容を審査し、助成の適否の決定を行うものとする。

（届出の義務）

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者又は助成対象者の氏名、住所その他の受給者証の交付の申請に係る事項について変

更があったとき。

- (2) 助成を受けた後、当該助成事由が第三者の行為によって生じたものであることが判明したとき。

(助成の制限)

第11条 市長は、助成事由が第三者の行為によって生じたものである場合で、助成対象者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、第5条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けた受給者があるときは、その者からその超える額に相当する額を返還させることができる。
- 3 市長は、受給者が、助成を受ける前に、当該助成を受ける額の全部又は一部を、前条又は前2項の規定により命じられた返還に充てる旨を申し出た場合には、当該助成を行う際に当該返還を命じた額を徴収することができる。

(時効)

第13条 助成を受ける権利は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 医療機関からの一部負担金の請求が遅延したとき 当該請求のあった日の翌日
- (2) 災害その他のやむを得ない理由により、申請受給者が第9条第1項の申請をすることができなかったとき、又は国保連から同条第2項の報告がされなかったとき 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、こ

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例第5条の規定により交付されている受給者証は、新条例第6条第1項の規定により交付されたものとみなす。

（美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置）

- 4 美山町、越廼村及び清水町（以下「旧町村」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、美山町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成13年美山町条例第7号）、越廼村乳幼児医療費等の助成に関する条例（平成13年越廼村条例第6号）又は清水町乳幼児医療費等の助成に関する条例（平成8年清水町条例第15号）の規定（以下「旧町村条例の規定」という。）によりなされた処分、手続その他の行為（清水町乳幼児医療費等の助成に関する条例第14条の規定による手数料の支給に係る行為を除く。）は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 第3条の規定にかかわらず、編入日の前日までに旧町村の区域に住所を有していた者の編入日の前日までの診療に係る医療費に対する助成の対象については、旧町村条例の規定の例による。

- 6 第3条の規定にかかわらず、編入日の前日から平成18年3月31日までの間に、引き続き旧町村であった区域に住所を有している者の編入日から平成18年3月31日までの間の診療に係る医療費に対する助成の対象については、旧町村条例の規定の例による。

附 則（平成12年条例第31号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第20号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第44号で平成13年8月1日から施行）

附 則（平成16年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第94号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の適用の日以後に医療機関及び施設において受け、又は受けた療養に係る助成について適用し、同日前に医療機関及び施設において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成22年規則第45号で平成22年8月2日から施行）

（経過措置）

- 2 改正後の福井市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例第6条第2項の規定により行われた受給者証（施行日の前日において有効であるものに限る。）の交付決定は、新条例第6条第2項の規定により行われた受給者証の交付決定とみなす。
- 4 新条例第6条第1項に規定する受給者証の交付及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成23年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成23年規則第41号で平成23年7月1日から施行）

(経過措置)

- 2 改正後の福井市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の福井市子ども医療費の助成に関する条例第6条第2項の規定により行われた受給者証（施行日の前日において有効であるものに限る。）の交付決定は、新条例第6条第2項の規定により行われた受給者証の交付決定とみなす。
- 4 新条例第6条第1項に規定する受給者証の交付及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成24年条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、同日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月26日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第36号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

改正

平成10年 3 月31日規則第16号

平成13年 7 月31日規則第45号

平成14年 3 月27日規則第16号

平成16年 4 月 1 日規則第42号

平成17年 3 月 4 日規則第17号

平成19年 3 月31日規則第19号

平成21年 4 月 1 日規則第35号の 3

平成21年 9 月17日規則第48号

平成22年 7 月30日規則第46号

平成23年 6 月28日規則第40号

平成24年 3 月30日規則第11号

平成25年 3 月 1 日規則第 4 号の 2

平成25年 4 月 1 日規則第22号

福井市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例施行規則（昭和48年福井市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福井市子ども医療費の助成に関する条例（平成 8 年福井市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める施設）

第 2 条の 2 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

（1） 診療所

（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（同法第27条第 1 項第 3 号又は同法第27条の 2 の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

（受給者証の交付申請）

第3条 条例第6条第2項の申請は、福井市子ども医療費受給者証交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の場合において、福井市子ども医療費受給者証交付申請書には、次に掲げる書類等を添えるものとする。ただし、市長が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）その他の公簿等により確認することができるものについては、この限りでない。

（1） 条例第8条の被保険者証、加入者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）

（2） 受給資格の審査に必要な者の住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票に記録されている事項を記載した書類、住民票の写し（申請の日前1月以内に作成されたものに限る。以下「住民票関係書類」という。）又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に規定する母子健康手帳

（3） 振込先金融機関に係る預金通帳

（4） その他申請に係る子どもの保護者であることを証明する書類
（受給者証交付の通知）

第4条 市長は、条例第6条第2項の申請があった場合において、交付について、適当と決定したときは条例第6条第1項に規定する受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付し、不適当と決定したときはその旨を子ども医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（助成の申請）

第5条 条例第9条第1項の申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書面により行うものとする。

（1） 条例第5条第1項第1号の場合 子ども医療費助成申請書（様式第5号）

（2） 条例第5条第1項第2号の場合 子ども医療費助成に関する委任状（様式第6号）

2 前項第1号の申請書には、あらかじめ医療機関より一部負担金を支払った旨の証明の記載を受け、又は一部負担金を医療機関に支払った旨を証する書類を添付しなければならない。

（助成内容の通知）

第6条 市長は、条例第9条の申請に基づいて助成した内容を、子ども医療費助成通知書（様式第7号）により受給者に通知するものとする。

（受給者証の再交付）

第7条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は失ったときは、子ども医療費受給者証再交付

申請書（様式第8号）により市長に受給者証の再交付の申請をすることができる。

- 2 前項の場合において、受給者証を破損し、又は汚損したときは、同項の申請書にその受給者証を添付しなければならない。
- 3 受給者証を失ったことにより第1項の申請をした受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、その失った受給者証を発見したときは、速やかに、当該受給者証を市長に返還しなければならない。

（届出）

第8条 条例第10条第1号の規定による届出は、子ども医療費受給資格内容変更届（様式第9号）により行うものとする。

- 2 前項の場合においては、同項の届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類等を添えて行うものとする。ただし、市長が住民基本台帳その他の公簿等により確認することができるものについては、この限りでない。
 - （1） 受給者又は助成対象者（条例第3条に規定する助成対象者をいう。以下同じ。）の住所が変更した場合 その受給者及び助成対象者の住民票関係書類
 - （2） 受給者又は助成対象者の氏名が変更した場合 戸籍の謄本（申請の日前1月以内に作成されたものに限る。）
 - （3） 次に掲げる場合 被保険者証等
 - ア 被保険者名、加入者名又は組合員名が変更した場合
 - イ 保険者名、事業団名又は組合名が変更した場合
 - ウ 記号番号が変更した場合
 - （4） 一部負担金の割合又は附加給付金の内容が変更した場合 規約又は定款
 - （5） 振込先金融機関を変更しようとする場合 希望する振込先金融機関に係る預金通帳の写し
 - （6） その他条例第6条第1項の規定により申請した事項に変更があった場合 市長が別に定める書類等
- 3 受給者は、受給資格を有しなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届（様式第10号）に受給者証を添えて市長に届け出るものとする。
- 4 市長は、条例第10条第1号の規定による届出又は前項の規定による届出がない場合において、住民基本台帳その他の公簿等によって受給者が受給資格を有しなくなった（受給者の死亡による場合を除く。）と認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行う。
- 5 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する死亡の届出義務者

は、受給者死亡届（様式第11号）に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定による届出がない場合において、住民基本台帳その他の公簿等によって受給者の死亡を確認することができたときは、職権をもって受給資格を取り消すものとする。

7 条例第10条第2号の規定による届出は、第三者行為傷病届（様式第12号）により行うものとする。

（助成の取消し等）

第9条 条例第12条に規定する場合において、市長は、助成の決定の一部又は全部を取り消すものとし、同条の規定による返還の通知は、子ども医療費助成金返還通知書（様式第13号）により行うものとする。

（受給者証の返還）

第10条 受給者は、条例第7条に規定する有効期間が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還するものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、子ども医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

2 市長は、この規則の施行の際現に改正前の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例施行規則様式第3号による受給者証を所持している受給者に対し、平成9年1月1日付けで改正後の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例施行規則様式第3号による受給者証を交付するものとする。

附 則（平成10年規則第16号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第45号）

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第16号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第42号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年10月 1 日から適用する。

附 則（平成21年規則第35号の 3）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年規則第48号）

この規則は、平成21年 9 月24日から施行する。

附 則（平成22年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井市乳幼児医療費等の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成23年規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の福井市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年 3 月 1 日規則第 4 号の 2）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の福井市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年4月1日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の福井市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号 削除

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第8条関係）

様式第13号（第9条関係）